

# 鳥 取 県 森 林 作 業 道 実 施 基 準

制 定 平成 23 年 3 月 31 日付第 201000193342 号  
鳥取県農林水産部長通知  
一部改正 令和元年 7 月 3 日付第 201900090657 号  
鳥取県農林水産部長通知

## 第 1 総則

### 1 目的

この基準は、とっとり森と緑の産業ビジョンの目指す「木材生産の低コスト化」を推進し、間伐等の森林施業を効率化するための「簡易で耐久性のある路網」を整備することを目的とし、補助事業等で開設する森林作業道の規格・構造、設計・積算、施工管理、検査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

- (1) 森林作業道は、継続的に使用され、かつ、「鳥取県森林作業道作設指針」（平成 23 年 3 月 31 日付第 201000193342 号農林水産部長通知。以下「指針」という。）に適合する作業道の開設を行うものとする。
- (2) 鳥取式作業道は「鳥取式作業道開設マニュアル（平成 18 年 5 月 10 日付第 200600006808 号鳥取県農林水産部長通知。）に基づいて開設する作業道をいう。

### 3 適用

この基準は、県営事業及び鳥取県林業関係補助金交付要綱等で実施する森林作業道に適用する。

### 4 木材、木製品の積極的利用

森林作業道の開設に当たり、現地発生の支障木、間伐木等や、木製品については、横断排水溝や丸太組工等に積極的に利用するものとする。

## 第 2 調査計画

森林作業道は、森林施業等の目的に従い継続的に利用するものであり、開設区域で実施する森林施業等の内容を把握し、適切な路網計画の下で、安全な箇所に効果的に開設する必要がある。

### 1 予備調査

5 万分の 1 から 2 万 5 千分の 1 地形図、航空写真、5 千分の 1 の森林基本図等、森林計画図及び森林 GIS 色分け図で行い、森林施業の種類、使用する林業機械、森林の所有関係等を検討し、森林作業道の起点、終点、通過点を地形図に記入し、勾配、延長等の概略を決定する。また次の点に留意すること。

- (1) 森林施業の必要性  
開設区域の森林において、間伐等の森林施業の必要性が高いこと。
- (2) 作業システムの検討  
伐木造材や集材等に使用する機械の種類、性能、組合せに適合し、森林内での作業が効率的になるような路網配置とすること。
- (3) 自然的特性の調査  
開設区域の地形、地質、林況、土壌、気象、水文、植生等を資料等により確認すること。
- (4) 社会的特性の調査  
道路、水路などの公共施設、人家、農地の有無を確認すること。

(5) 法令等指定状況の調査

保安林や砂防指定地など各種法令等の指定状況の把握すること。

(6) 自然環境等の調査

希少野生動植物の有無、水源地、文化財等の有無を確認すること。

2 路線計画の立案

予備調査をもとに、指針に基づき路線の計画を立案する。

3 現地踏査

路線計画の立案をもとに現地を踏査して、地すべり箇所、水の集まる箇所、岩盤が推定される箇所等を考慮し、最も適切な線形を検討し、5千分の1地形図に図示するとともに現地に目印をつける。

4 測量

設計に当たり、次のとおり測量を行う。

ただし、県が別途定める地山傾斜区分で設計・積算する場合は、これを省略することができる。この場合、1から3の調査に加え、地山傾斜区分毎の区間延長を現地調査し、地形図に記載すること。

(1) 平面測量

ア 1から3の調査に基づき、交角点（I P）を設定して路線の中心線を定め、起点（B P）、終点（E P）、地形の変化点に測量杭を設置するとともに、必要に応じて中間杭、幅杭などを設ける。

イ 曲線の設定は交角（I A）が50度以上（接線の内角130度以下）の場合に行い、原則単曲線として始曲点（B C）、曲線中点（M C）、終曲点（E C）算出し、測量杭を測線上に打設する。

ウ 工事の影響を受けない位置に測量基準点を設置すること。

エ 簡易設計を実施する場合は、上記アからウによらず、ポール、巻尺等を用いた簡易な方法により地山勾配の区分及びその区間延長を測定するものとする。

ただし、当初設計においては、図上での計測によることができるものとする。

(2) 縦断面測量

路線中心線上の測点（中間点を含む）における地盤高を測定する。

トランシットやポケットコンパスなどを使用した場合は、測定した高低角をもとに算出した地盤高を使用して差し支えないが、特に精度が求められる場合は、水準測量を行うものとする。

(3) 横断面測量

ポール、ハンドレベル、その他適宜の方法により、横断方向（路線方向に対して直交する方向）の地山形状を測定する。

(4) その他

横断工・暗きょ工等の工作物を設置する箇所については、適宜必要な測量を行う。

第3 規格・構造

1 幅員

幅員は、指針による。

なお、指針第2の2の（4）の幅員は、2.0メートルとする。

2 横断勾配

路面の横断勾配は水平を原則とする。

ただし、路面が等高線沿いに水平で、走行の安全が確保できる場合に限り、排水処理のため、横断勾配の谷側を低くすることができる。この場合、路肩部及び盛土法面の保護措置を行うこととする。

### 3 縦断勾配

縦断勾配は、指針による。なお、クローラ式の林業機械等が通行する路線及び区間については、指針の目安を超えた勾配とすることができる。

### 4 切土

切土高、切土法面勾配は、指針を標準とする。

なお、現場条件等によりやむを得ず指針の勾配を超える場合であっても、労働安全衛生規則第 356 条、第 357 条の基準（下表参考）を満たすこと。

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面の勾配
岩盤又は堅い粘土	5メートル未満	90度
	5メートル以上	75度
その他	2メートル未満	90度
	2メートル以上5メートル未満	75度
	5メートル以上	60度
砂	掘削面の勾配 35度以下又は高さ 5メートル未満	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面の勾配 45度以下又は高さ 2メートル未満	

### 5 盛土

盛土法面勾配は、指針による。

### 6 曲線半径

- (1) 車両が安全に走行できる半径とする。地形や施業方法に応じて、スイッチバックを取り入れることができる。
- (2) 曲線部においては、必要に応じて1メートルの範囲内で拡幅することができる。
- (3) やむを得ない場合を除き、急勾配区間と曲線部との組み合わせは避けること。

### 7 路面

#### (1) 上置碎石

路床が軟弱等で車両の通行や森林作業上の安全性が確保できない恐れがある場合は、現地発生材（礫や岩砕）を敷設するものとし、現地発生材が無い場合は、碎石を敷設することができる。

ア 敷設する厚さは、概ね 10 から 15 センチメートルとする。

イ 碎石を使用する場合は、原則再生クラッシャーランとするが、使用に当たっては、第 10 の 2 によるものとする。

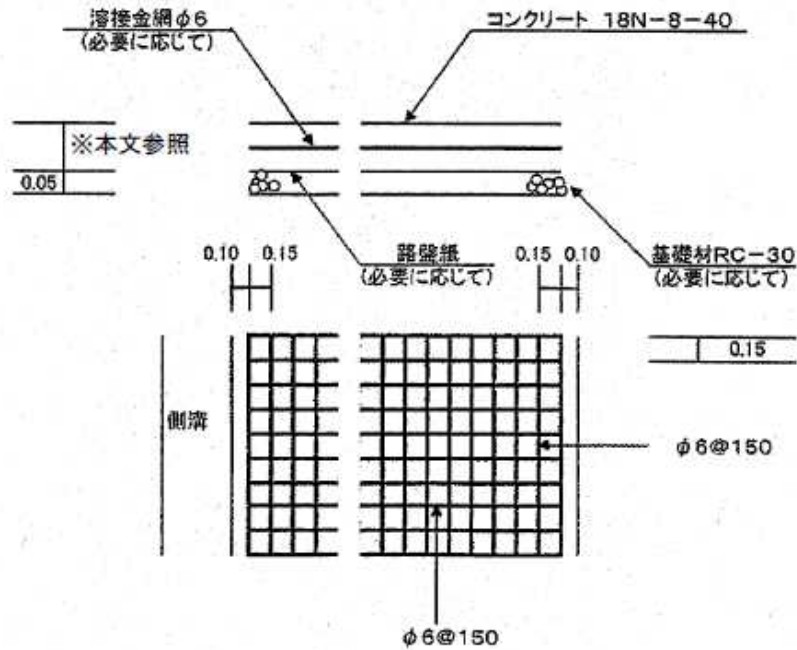
#### (2) コンクリート路面工

縦断勾配が概ね 10% 以上の区間、その他やむを得ない場合はコンクリート路面工を設置することができる。

ア 厚さは 10 センチメートルを標準とするが、9 の (2) の施設で常水を処理する場合やその他やむを得ない事情により、交通荷重等による施設の破壊を防止する必要がある場合は、厚さを 15 センチメートルとすることができる。

イ 土質や車両通行の頻度などに応じて、溶接金網及び基礎碎石の設置や滑り止め対策として表面のほうき仕上げ処理などを検討する。

(参考図)



8 待避所及び車回し

待避所及び車回しは、谷部や尾根部などの地形を利用して必要に応じて設けるものとし、開設目的に応じた車両が安全に利用できる構造とする。

9 排水処理

(1) 路面排水

路面排水は、指針による。

なお、横断溝の設置間隔は次表を目安とする。

縦断勾配 (パーセント)	0 から 3 未満	3 から 5 未満	5 から 12 未満	12 以上
設置間隔 (メートル)	必要に応じて設置	60 から 80	30 から 40	20 程度

(2) 洗越工

小溪流を横断する場合は、原則として現地で発生する転石等を有効に活用し、必要に応じてコンクリートを用いた洗越工を施工するものとする。

ア 常水及び増水時は、縦断勾配を凹状にしたコンクリート路面上の通水断面を流下させるものとし、前後の路面へ流出しないよう、流路幅を確保すること。

イ 通水断面積は、増水時を考慮して決定すること。

ウ コンクリート路面は、7の(2)に準じること。

エ 洗越工の前後の縦断曲線を適切に設定し、通行車両の底面が路面に接触しないよう留意すること。

(3) 洗堀防止

洗堀により森林作業道の機能及び周辺環境に支障を及ぼす恐れがある場合は、流末処理や流速減衰処理などの対策を行う。

(4) 暗きょ排水工

排水処理は、開きょを原則とするが、やむを得ず暗きょ排水管を設置する場合は、流量計算(第5の1により林道事業に準拠。)に基づき過大とならない規格のものを設置するとともに、呑口が閉塞した場合でも森林作業道上に渓流水が流入しないように洗越工を併用するものとする。

なお、常水のある箇所を設置する場合は、最小径を60センチメートルとする。

## 10 橋りょう

橋りょうの設置は、原則として行わないものとする。

ただし、地形の制約等によりやむを得ず設置する場合は、車両が安全に通行できる強度と構造を確保するとともに、簡易な工法で施工する。

## 第4 施工

施工は、指針により適切に行うこと。

なお、以下に留意すること。

### 1 法令の遵守

工事の施工は、関係法令等を遵守しなければならない。

### 2 盛土

(1) 盛土工の開始に当たっては、基礎地盤の表面をかき起こしてほぐし、なじみよくすること。

(2) 盛土は、法尻側から階段状に施工し、1層30センチメートル以下で1層ごとに締固め、地山と一体化を図る。

(3) 鳥取式作業道では、表土を法面側で土と交互に挟み込み、盛土法面の安定と早期緑化を図る。

(4) 盛土の構築に当たって、次のような施工を行ってはならない。

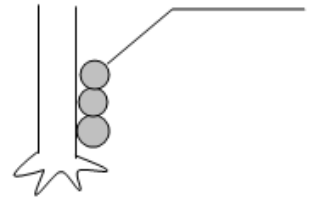
ア 路体の恒久的な安定を妨げるような方法で支障木や枝条、根株等の有機物を路体内に埋設すること。

イ 支障木や粗朶、不安定な岩塊などの上に盛土を構築すること。

ウ 立木間に支障木等の丸太を掛けて盛土を構築すること(右図)。

エ 湧水などが路体内へ流入する恐れのある箇所において、対策をしないまま盛土を構築すること。

オ その他盛土の安定を損なう施工



## 第5 設計・積算

### 1 設計

設計に当たっては、作設指針及び本基準によるほか、排水施設の流量計算は、鳥取県林道事業設計積算等基準(最終改正:平成31年3月18日付第201800348839号鳥取県農林水産部森林・林業振興局県産材・林産振興課長通知)に準じ、安全な構造となるよう留意すること。

#### (1) 設計図

設計図の作成に当たっては、次表により行うものとする。

区分	積上設計	簡易設計	
		標準断面方式	メートル単価方式
適用区分	標準断面方式、メートル単価方式によることができないもの	県が定める幅員別、地山傾斜区分別の標準単価によるもの	県が定める1メートル当たりの標準単価によるもので単県事業のみ適用
平面図	500分の1から千分の1までの縮尺で作成し、路線(単線の実線)、測点及び測点番号、工作物、待避所、車廻し、暗きよ等必要事項を記載する。	5千分の1地形図に路線位置、幅員、地山傾斜区分、区間延長、構造物設置位置等を記載	5千分の1地形図に路線位置、幅員、延長、構造物設置位置等を記載

縦断面図	各測点ごとの地盤の縦断形状を横千分の1から200分の1まで、縦200分の1の縮尺で図示し、これに適正な勾配を有する計画線を記載し、施工基面を定める。	原則、要しない。	原則、要しない。
横断面図	100分の1の縮尺で各測点ごとに地盤の横断方向の形状を図示し、これに道幅を入れて、縦断面図から求めた切取高、盛土高、土質区分線を記載する。また、切取・盛土の法長、法面勾配並びにその断面積も記載する。	要しない。	要しない。
構造図	施工に必要な規格・構造・寸法等を明記した構造図を作成すること。なお、暗きょ工については、埋設方法・基礎形式・土かぶり厚についても記載すること。	積上設計と同じ。	県の示す構造物については要しない。それ以外の構造物については、積上設計と同じ。
その他図面	事業の実施に必要なものについては適宜作成すること。	積上設計と同じ。	積上設計と同じ。

## (2) 工事数量の算出

(1) の設計図に基づき、事業費の積算に必要な工事数量を算出する。

### 2 事業費積算に用いる関係規程

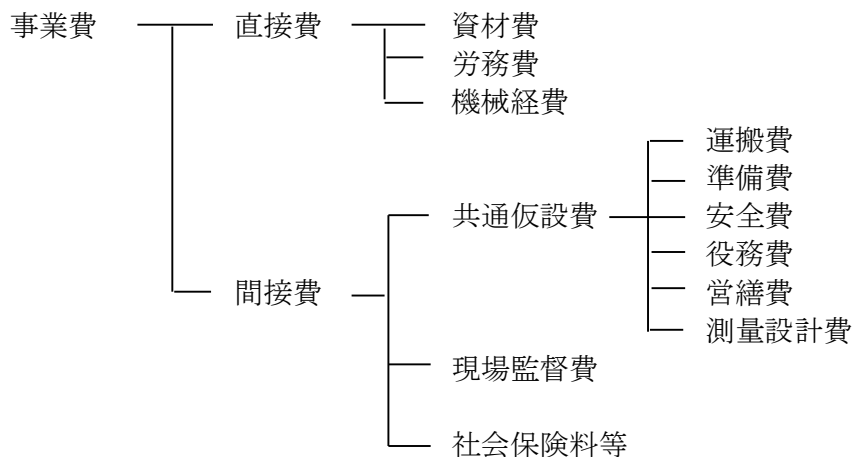
事業費の積算は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付11林野計第134号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃料積算基準（平成11年4月1日付11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付11林野計第136号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付11林野計第137号林野庁長官通知）森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付13林整第885号林野庁長官通知）、第5の4の(1)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）を準用する。

### 3 事業費の構成

関係する補助金交付要綱等によるほか、以下のとおりとする。

#### (1) 直営施工の場合

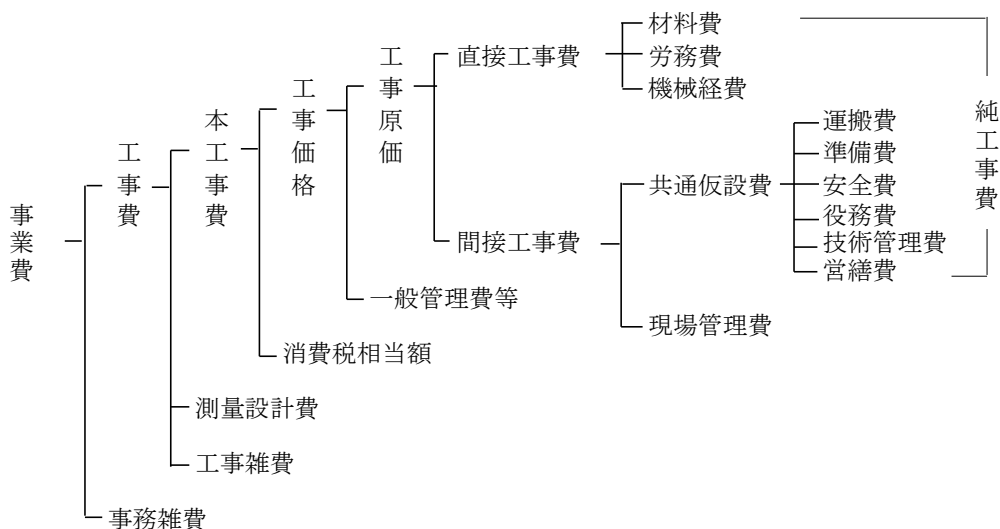
直営施工とは、実施主体（森林組合等が森林所有者から受益者負担金を徴収して実施主体となる場合を含む。）が自ら施工するもの及び森林組合等が受託して自ら施工するもので、森林環境保全整備事業実施要領の運用によるものをいう。



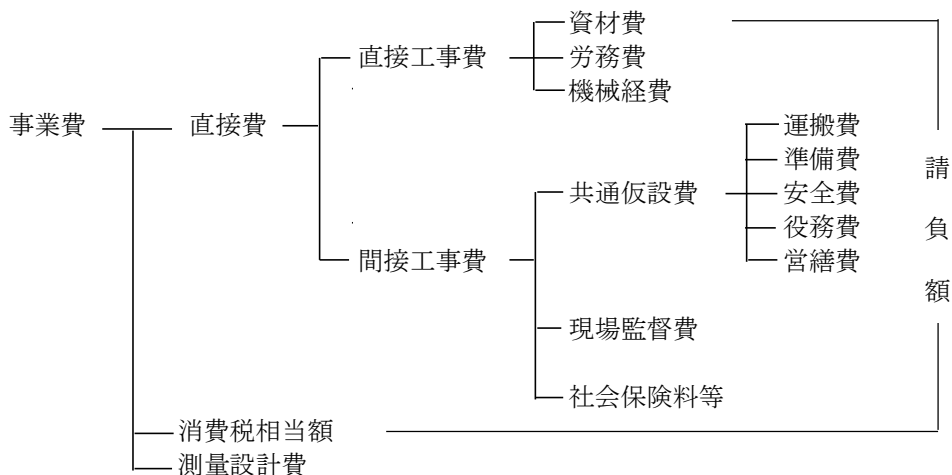
(2) 請負施工の場合

請負施工とは、直営施工以外のものをいう。(森林組合等が森林所有者から受益者負担金を徴収又は受託して行う事業を請負に付して施工する場合を含む。)

ア 森林整備保全事業設計積算要領による場合



イ 森林環境保全整備事業実施要領の運用による場合



(3) 事業費の構成内容

関係する実施要領等による。

4 積算方法

事業経費の積算に当たっては、次表により行うものとする。なお補助事業交付要

綱等により別に規定がある場合はそれによる。

(1) 直接費

区分	積み上げ積算	簡易積算	
		標準断面方式	メートル単価方式
適用区分	標準断面方式、メートル単価方式による積算がそぐわないもの	県が定める幅員別、地山傾斜区分別の標準単価によるもの	単が定める1メートル当たりの標準単価によるもので単県事業のみ適用
土工	原則、標準単価を使用して積み上げ積算	標準断面毎の単価に区間延長を乗じる。	県が定める1メートル当たりの施工単価に施工延長を乗じる。
簡易構造物 (丸太組工、ふとんかご等)	原則、標準単価を使用して積算	同左	同左
その他構造物 (コンクリート、鋼製)	積み上げ積算	同左	同左

(2) 各種諸経費率の適用  
関係する実施要領等による。

5 積算上の運用

(1) 単価の適用

ア 使用する設計単価は、原則、鳥取県森林作業道標準単価表による。なお、これに示されていない単価は、事業年度の(財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」4月号及び(財)経済調査会発行の「月刊積算資料」4月号による。また、「月刊建設物価」等に掲載のない場合は、見積りによる単価とする。見積りは3者以上から徴することとするが、3者が困難な場合は、この限りではない。ただし、上記によっても施工単価の算定が困難な場合は、地方事務所の長と協議することができる。

イ 鳥取県森林作業道標準単価表は原則4月に改正する。また、市況価格等の変動により単価に20%以上の増減が生じたときは必要に応じて改正するものとする。

(2) 機種を選定

積算に用いる機種は、次の表を標準とする。なお、現場条件、作業内容等により次の表によることができない場合は、この限りでない。

区 分	ブルドーザー	バックホウ	ダンプトラック
幅員 3.0m	11 t	山積 0.45 m <sup>3</sup>	4t
幅員 2.5m	3 t	山積 0.28 m <sup>3</sup>	2t
幅員 2.0m	—	山積 0.13 m <sup>3</sup>	不整地運搬車 2t

6 数量計算及び単位等

原則、設計要領の基準を準用するものとする。ただし、メートル単価方式による積算をする場合は、次のとおりとする。

(1) 数量

設計数量は小数点以下第1位を四捨五入し、単位止めとする。

(2) 金額

ア 各工種の金額は、円未満切捨てとする。

イ 共通仮設費及び諸経費については、千円未満切捨てとする。

ウ 工事費(請負の場合は、工事価格)は、千円未満切捨てとする。

7 その他の留意事項

木材、木製品の設計単価については、以下によるものとする。



(1) 現地発生の支障木、間伐木等

立木所有者から無償提供を受けた木材は、加工、設置経費のみ計上し、購入した木材は、購入費も計上する。

(2) 木製品

木製品の製造販売者と開設工事の事業実施主体が同一事業者の場合は、木製品の単価（運搬費も同様。）は、原価（利潤を含まない。）を計上する。

第6 工事の発注

補助事業者が請負に付して工事を発注するときは、競争入札による契約若しくは数社の見積もり合わせによる随意契約によるよう努めるものとする。

第7 施工管理

1 施工管理基準

出来形規格値及び工事施工管理基準については、次によるものとする。なお、これに定めのないものについては、鳥取県土木工事施工管理基準、林道工事施工管理基準によるものとする。

2 出来形管理表

(1) 出来形管理表は、出来形図により管理できるものについては省略することができる。

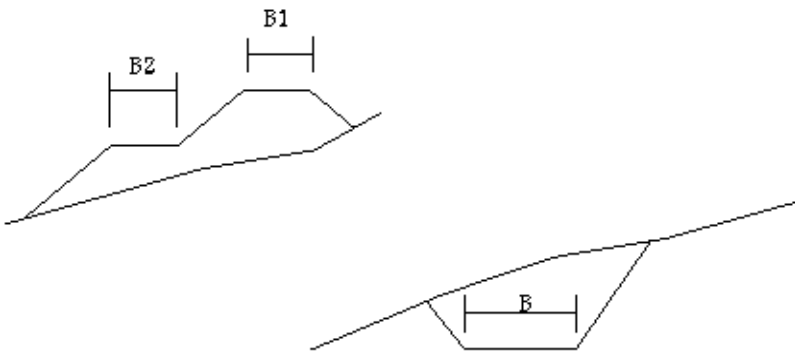
(2) 規格値

設計と現地との誤差許容範囲は次表の規格値による。

(単位：mm)

工種	道路土工		
項目	基準高	幅B,E1,E2	
規格値	±100	-100	

【適用】



(3) 測定基準

(2) の規格値は、100メートルにつき1箇所以上確認する。

(4) 出来形管理写真

次に掲げるもののほか、最小限度完成時に確認できないものについて撮影する。

ア 路体の施工状況

(ア) 鳥取式作業道

「路体の掘削・締固め状況」及び「表土ブロックの施工状況」について1路線当たり2箇所以上写真撮影し保管しておくこと。

なお、路体の掘削・締固め状況写真は、切土頭及び盛土尻付近の地山にポール等を設置し、同一地点において、以下の3施工時に撮影すること。

- a 基礎地盤の表面をかき起こしている段切りの施工時
- b 掘削・締固め施工時

c 計画基準高の施工時

(イ) 鳥取式作業道以外

段切りの施工状況については、上記の①のア)の方法により、1路線当たり2箇所以上写真撮影し保管しておくこと。

イ 支障木伐採経費を計上する場合

支障木の状況を1路線当たり2箇所以上写真撮影し保管しておくこと。

ウ 機械除根経費を計上する場合

立木蓄積 90 m<sup>3</sup>/ha 以上かつ根株径概ね 30 センチメートル超の区間において、200メートルにつき1箇所以上、100 m<sup>2</sup>を基準とする標準地を設定し、胸高直径及び根株直径を測定して野帳に記録するとともに、写真を撮影し保管しておくこと。

## 第8 検査

竣工検査は設計図書及び管理基準に基づき次の事項を確認するものとする。

### 1 工事の施工について

- (1) 各設計数量と現地との照合
- (2) 施工基面及び敷砂利の施工状況
- (3) 幅員及び延長
- (4) 縦断勾配、曲線半径、地山傾斜

ただし、設計図書に示されていない場合は、開設目的に応じた車両の通行が可能か確認する。

- (5) 排水施設、残土処理の施工状況及び安全性

### 2 自然環境等の保全について

- (1) 現地採取材料の使用状況
- (2) 施工による周囲への影響の有無

### 3 工作物の検査

規格、数量、安全性を検査する。

### 4 検査内容

検査内容は次表を参考とする。

区分	内容	箇所数等	摘要
延長	無作為に抽出した2測点間の距離を測定	施工延長 200メートルにつき 1箇所以上（最少2箇所以上）	原則として実測、場合により施工管理記録による。
幅員	無作為に抽出した地点の全幅（路肩がある場合は路肩幅を含む。）を測定	施工延長 200メートルにつき 1箇所以上（最少2箇所以上）	
地山傾斜	無作為に抽出した測点の地山傾斜を測定	施工延長 200メートルにつき 1箇所以上（最少2箇所以上）	
曲線半径	曲線半径の測定（設計図書に示されていない場合は走行安全性の確認）	最小曲線半径箇所を含む2箇所以上	
縦断勾配	測点間の高低差又は傾斜角度を測定	最急勾配箇所を含み施工延長 200メートルにつき1箇所以上 （最少2箇所以上）	
切盛法面	無作為に抽出した測点の法勾配測定（必要に応じて土質の確認）	施工延長 200メートルにつき 1箇所以上（最少2箇所以上）	

路面	上置碎石等を施工している場合、幅員と敷厚を測定	施工延長 200メートルにつき 1箇所以上（最少2箇所以上）
待避所等	待避所、車回しの施工箇所の測定（設計図書に示されていない場合は使用安全性の確認）	全箇所の30%以上（最少2箇所以上）
排水施設	洗越工、横断工、暗渠排水工、側溝等の施工箇所の測定（設計図書に示されていない場合は排水安全性の確認）	全箇所の30%以上（最少2箇所以上）
橋りょう	工作物の測定、通行安全性の確認	全箇所
その他 構造物	測定、数量及び安全性の確認等	同種構造物ごとに適宜決定する。

## 第9 維持管理

指針に基づくほか、以下により維持管理するものとする。

### 1 管理者

管理者は、事業実施主体又は当該森林作業道を管理する権限を有する者とする。

ただし、事業実施主体が管理を他の者に委託した場合には、管理を受託した者を管理者とすることができる。

### 2 管理者の義務

管理者は、所管する森林作業道について管理し、施設の維持と通行の安全を図るよう努めなければならない。

### 3 管理者の措置事項

管理者は、維持管理と当該林地保全のため、次の事項について措置すること。

- (1) 森林作業道及び付帯施設の維持修繕
- (2) 土砂の流失、崩壊等による災害の未然防止
- (3) 周辺地域の環境保全

### 4 標識等の設置

管理者は、交通安全と災害等による危険防止のため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 車両の通行の中止又は制限、及び重量並びに速度の制限を行う。
- (2) 起点付近に、作業道である旨を記載した表示板又は標柱を設置し、管理者の責任の所在を明らかにする。
- (3) 必要に応じて、森林作業道の使用上の注意事項や関係者以外の者の進入を制限する旨を記載した標板を設置すること。
- (4) 森林作業道の入り口に、関係者以外の者の森林作業道への進入を制限又は禁止するための開閉柵（ゲート）や遮断装置（チェーン等）を設置することができるものとする。
- (5) その他構造の保全又は通行の危険防止のための必要な措置を講ずること。

### 5 台帳の整備

- (1) 作業道の管理者は、適切な維持管理を行うため、路線毎に台帳を整備しなければならない。
- (2) 台帳には、路線名、位置、幅員、年度毎の開設延長及び補修履歴等を記載するとと

- もに、位置図及び平面図を備えること。（別添参考様式を参照）
- (3) 作業道の管理者は、路網整備状況について県、市町村、受益者と情報の共有を図るとともに、これらの者から求めがあった場合は、台帳を提示しなければならない。

## 第10 その他の留意事項

- 1 根株、支障木等（「根株等という。」）の取り扱いについて  
根株等を利用する場合は、以下の点に留意して実施するものとする。
- (1) 根株等の自然還元はあくまでも現場内で自ら利用する場合に限定されていること。
- (2) 「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採及び末木枝条の取扱について」（平成11年11月10日付衛産第81号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知）を遵守すること。

## 2 再生資材の使用

下記に示す箇所については、再生クラッシャーラン（RC砕石）を使用することを原則とする。（新材の単価が安価な場合も再生クラッシャーランを使用する。）

ただし、再生資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合又は工事監督機関が品質の確保ができないと判断した場合に限り、新材を使用することとする。

なお、上置砕石については、上記のただし書き以外に特別の理由がある場合には、新材とすることができる。

工事現場から40kmの範囲内に再資源化施設がある場合に、原則として次の用途に使用する。

○構造物の基礎材、裏込材、路盤材等（上置砕石を含む。）

## 3 その他

この基準により難しいものについては、県産材・林産振興課と協議するものとする。

## 附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の事業から適用する。
- 2 鳥取県作業道実施基準(平成18年5月15日付第200600001884号鳥取県農林水産部長通知)及び鳥取県作業道設計指針(平成19年5月16日付第200700019838号農林水産部長通知)は、廃止する。
- 3 鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業費補助金交付要綱(平成21年9月9日付第200900081297号鳥取県農林水産部長通知)により開設するものは、従前の例による。

## 附 則

- 1 この基準は、平成24年12月3日から施行する。
- 2 鳥取県緑の産業再生プロジェクト事業費補助金交付要綱の一部改正(平成24年3月30日付第201100200037号鳥取県農林水産部長通知)により、平成24年度以降に開設するものは、この基準を適用する。
- 3 施行日までに交付決定し着手済みの路線については、従前の例によることができる。

## 附 則

- 1 この基準は、平成25年11月8日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成28年5月27日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

## 附 則

- 1 この基準は、平成29年7月19日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

## 附 則

- 1 この基準は、令和元年7月3日から施行し、令和元年度の事業から適用する。